使用前検査申請書

廃炉発官R1第185号令和2年1月16日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号 東京電力ホールディングス株式会社 代表執行役社長 小早川 智明

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3 第7項の規定により次のとおり検査を受けたいので申請します。

発電用原子炉施設の設置又は変更に係る 事業所の名称及び所在地	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町及び双葉町		
申請に係る発電用原子炉施設の概要	福島第一原子力発電所 5・6号機 放射性液体廃棄物処理系 5・6号機 仮設設備(滞留水貯留設備) 浄化ユニット [※] 4系列 ※ 実施計画 II.2.33.2.2 基本仕様参照		
実施計画の認可年月日	平成25年 8月14日 (実施計画の変更認可年月日:令和元年12月13日)		
検査を受けようとする工程	工事の計画に係る工事が完了した時		
検査を受けようとする期日	自 令和2年2月19日 至 令和2年4月3日		
検査を受けようとする場所	東京電力ホールディングス株式会社 本社 福島第一原子力発電所		
申請に係る発電用原子炉施設の 使用の開始の予定時期	令和2年5月1日		

工事の工程に関する説明書

年月	令和元年	令和2年				
項目	12	1	2	3	4	
	y				L_*/~	
5・6号機 仮設設備 (滞留水貯留設備) 浄化ユニット4系列	I I		~			
					Δ	
	-					

▼:「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可

以上

工事の工程における放射線管理に関する説明書

- 1. 放射線管理
- (1)検査に係る立ち入り制限 必要に応じ関係者以外の立入を制限する。
- (2) 検査中の放射線管理 検査中は検査に係る者に対し、適切な指導及び助言を行う。
- (3) 個人被ばく管理 線量は,電子式線量計を用いて測定する。
- 2. 検査場所の区域区分

福島第一原子力発電所

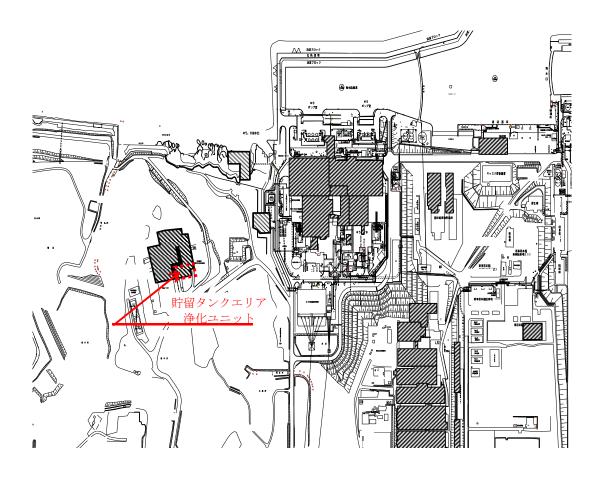
5・6号機 滞留水貯留設備

貯留タンクエリア浄化ユニット : 管理対象区域

別添-1 : 検査場所図

以上

検査場所図



福島第一原子力発電所構內

: 検査場所